

# 第 3 編

## 震災対策編

第 1 章	地震の想定と震災対策	P 2 1 8 ~
第 2 章	震災予防計画	P 2 2 9 ~
第 3 章	震災応急対策計画	P 2 4 6 ~
第 4 章	震災復旧・復興計画	P 2 7 8 ~

## 第1章 地震の想定と震災対策

### 第1節 震災対策の基本的考え方

本計画の策定に当たって、本町の地形・地質等の自然条件、人口、事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。また、国が「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成24年8月に南海トラフ巨大地震の想定を公表した。

宮崎県では、これを受けて宮崎県としての最大クラスの地震(M9.1)のシミュレーションを行い、平成25年10月に南海トラフ巨大地震によって生じる本県の被害想定を行っている。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、本町の地震計測では震度5強を計測し、人的被害はなかったものの、落石によって国道等が一時不通となるなど、町民の生活に少なからず影響を与えた。

本町では、これらの地震被害想定調査や熊本地震の経験に基づき、今後の地震防災対策の推進に万全を期すこととする。なお、本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条の推進計画については、この計画をもって、これに当てるものとする。

### 第2節 宮崎県を取り巻く地震環境

宮崎県付近に発生した地震は、日向灘に震源が集中しており、また、えびの市、小林市付近にもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

震源の深さは、日向灘沖から宮崎市の方では、震源がプレート境界の形状にそって徐々に深くなる傾向があり、これに対して、内陸部では比較的浅いところに集中する傾向がある。このことから、日向灘沖の地震は一般に言われるプレート境界型の地震であり、内陸部で発生する地震は直下型地震であると考えられる。

これまでの知見では、一般にプレート境界型(海洋型)地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生することが多いことがわかっている。これに対し、内陸型(直下型)地震では、発生周期が比較的長く、マグニチュードもあまり大きくないことが多い。しかし地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害をもたらすことが知られている。阪神・淡路大震災の例は、この直下型地震の典型といえる。宮崎県における地震被害について、宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でM7クラスの地震が発生し、多くの場合津波を伴

う。例えば、1662年の地震、1941年の地震(M7.2)や1968年の地震(M7.5)では、震動による被害とともに津波被害も生じた。一方、1931年の地震(M7.1)および1961年の地震では、津波は小さく、地震動による被害が大きかった。このような小さな津波の地震は、震源域が比較的陸域に近く、震源がやや深かったと考えられる。また、より北側の日向灘北部から豊後水道にかけての地震でも被害を受けることがある。例えば、この地域を震源域とする1769年の地震(M7.7)では、延岡などで被害が生じた。さらに、陸域の下へ深く沈み込んだ(100~150kmほど)フィリピン海プレート内の地震で被害を受けることがある。1898年の九州中部の深い地震(M6.7、深さ約150km)や1899年の宮崎県南部の深い地震(M6.4、深さ約100km)では小被害が生じ、1909年の宮崎県西部の深い地震(M7.6、深さ約150km)では、宮崎市周辺などで煙突の倒壊や家屋の半壊などの被害が生じた。

宮崎県には、日向灘に面した宮崎平野があり、その西側には九州山地が広がる。県南西部の鹿児島県との県境には霧島火山があって、その北東麓にえびの市から都城市にいたる盆地がある。宮崎平野の北部には、海岸に沿って階段状の平坦な土地(海成段丘)が発達している。このような地形は長期間にわたって土地が隆起することで作られるが、このことと日向灘などの地震の関係はまだよく分かっていない。

また、宮崎県には活断層はほとんど知られていないが、陸域の浅い地震によって、局所的に大きな被害を受ける場合がある。被害が大きかったのは、1968年えびの地震(M6.1)であり、この地震では、えびの市(当時えびの町)を中心に多くの住宅が全半壊し、多数の山(崖)崩れが発生した。えびの地方には、1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

宮崎県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合、地震動や津波による被害を受けることもある。

例えば、1707年の宝永地震(M8.4)では延岡や宮崎などで十数名の死者を出し、1946年の南海地震(M8.0)では2m近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋などの被害が生じた。また、海外の地震によっても被害が生じることがあり、1960年のチリ地震津波では、最大2m前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶などに被害が生じた。

### 第3節 想定地震と被害想定

#### 1 災害の記録

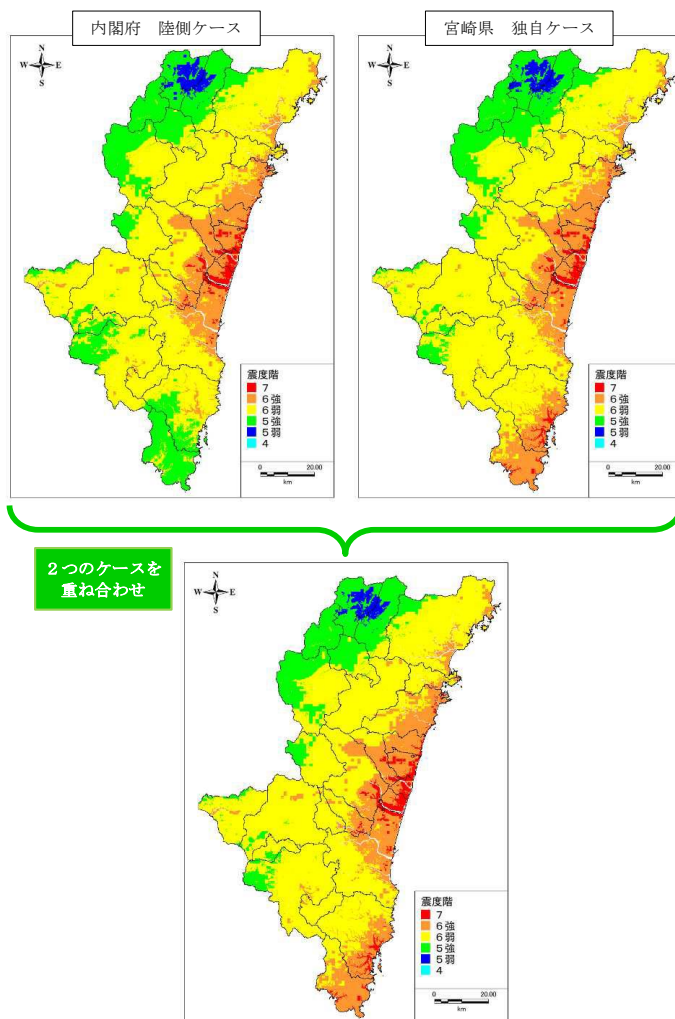
平成28年4月14日(木)21時26分、熊本県益城町を震源とする地震が発生し、高千穂町では震度4を計測、また、4月16日(土)1時25分、同県同町を震源とする地震では震度5強を計測した。

この地震による負傷者は1名(軽傷)であったが、4月16日から28日にかけて町内5ヶ所に避難所を設置した際、地震への不安から自主避難した町民は延べ777名を数えた。また、落石等に伴い国道等が一時通行止めとなり、町管理水道の一部に影響が出るなどの被害を受けた。

#### 2 想定地震の設定

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(平成24年8月)における考え方及び算定手法を踏襲し、平成25年10月に宮崎県独自モデルによる被害想定を行っている。想定では南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合、最大震度7となり、高千穂町では震度6弱となっている。

地震動想定(震度分布)



### 3 想定される被害の概要

#### (1) 想定ケース及びシーンと条件

宮崎県では、県内に影響の大きい2つのケース（最大震度7）について、各種想定を行っている。

- ・ 想定ケース①

内閣府が設定した強震断層モデル（陸側ケース）を用いて、本県独自に再解析した地震動の想定結果に基づくケース。

- ・ 想定ケース②

県独自に設定した強震断層モデルによる地震動の想定結果に基づくケース。

- ・ 被害想定シーンと条件

内閣府同様に、シーン（季節・時刻）については特徴的な3種類を設定し、風速については、比較的強い風速毎秒8mを設定している。

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高くなる。</li> <li>*屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定</li> </ul>
②夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。</li> <li>・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は、シーン①と比較して少ない。</li> <li>*木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定</li> </ul>
③冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>・オフィスや繁華街周辺に滞留者が多数存在する。</li> <li>・道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

#### (2) 各種被害の想定

##### ○ 建物被害

全半壊棟数（想定ケース①、シーン設定③）

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合計	
全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	全壊・ 焼失 (棟)	半壊 (棟)
—	—	—	約10	—	—	—	—	約10

「—」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

全半壊棟数（想定ケース②、シーン設定③）

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合計	
全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	全壊・ 焼失 (棟)	半壊 (棟)
—	—	—	約 10	—	—	—	—	約 10

「—」：わずか

○ 人的被害

高千穂町における死傷者数及び要救助者数（自力脱出困難者数）はごくわずかと想定される。以下の表は、宮崎県全体の人的被害の想定である。

死者数（宮崎県全体、単位：人）

ケース	シーン	建物倒壊		急傾斜地 崩壊	火災	ブロック 塀 他
		死者	(家具)			
①	①	約 3,000	約 160	約 50	約 50	0
	②	約 1,800	約 70	約 20	約 30	約 10
	③	約 2,500	約 100	約 30	約 110	約 30
②	①	約 3,500	約 180	約 50	約 70	0
	②	約 2,000	約 80	約 20	約 40	約 10
	③	約 2,800	約 110	約 30	約 140	約 30

負傷者数（宮崎県全体、単位：人）

ケース	シーン	建物倒壊		急傾斜地 崩壊	火災	ブロック 塀 他
		負傷者	(家具)			
①	①	約 17,000	約 2,200	約 60	約 80	0
	②	約 13,000	約 1,400	約 20	約 100	約 360
	③	約 13,000	約 1,500	約 40	約 250	約 880
②	①	約 18,000	約 2,500	約 60	約 110	0
	②	約 14,000	約 1,500	約 20	約 120	約 360
	③	約 15,000	約 1,700	約 40	約 290	約 900

要救助者数（自力脱出困難者数）（宮崎県全体、想定ケース①）

揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数（人）		
シーン①（冬深夜）	シーン②（夏 12 時）	シーン③（冬 18 時）
約 10,000 人	約 6,100 人	約 7,700 人

要救助者数（自力脱出困難者数）（宮崎県全体、想定ケース②）

揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数（人）		
シーン①（冬深夜）	シーン②（夏 12 時）	シーン③（冬 18 時）
約 11,000 人	約 6,600 人	約 8,500 人

○ ライフライン被害

上水道（想定ケース①）

給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1箇月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
約 11,000	約 4,100	36	約 830	7	約 250	2	—	0

「—」：わずか

注1：断水率は、給水人口に占める断水人口の割合

上水道（想定ケース②）

給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1箇月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
約 11,000	約 4,400	38	約 970	9	約 300	3	—	0

「—」：わずか

注1：断水率は、給水人口に占める断水人口の割合

下水道（想定ケース①）

処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1箇月後	
	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)
約 4,000	約 1,300	32	約 110	3	—	0	—	0

「—」：わずか

注1：機能支障率は、処理人口に占める支障人口の割合

下水道（想定ケース②）

処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1箇月後	
	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)
約 4,000	約 1,300	34	約 120	3	—	0	—	0

「—」：わずか

注1：機能支障率は、処理人口に占める支障人口の割合

電力（想定ケース①）

電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
約 7,700	約 2,500	32	約 200	3	—	0	約 10	0

「—」：わずか

注1：停電率は、電灯軒数に占める停電軒数の割合

電力（想定ケース②）

電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
約 7,700	約 2,600	34	約 220	3	-	0	約 10	0

「-」：わずか

注1：停電率は、電灯軒数に占める停電軒数の割合

通信：固定電話（想定ケース①）

回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1箇月後	
	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
約 2,500	約 790	32	約 60	3	-	0	-	0

「-」：わずか

注1：不通回線率は、回線数に占める不通回線数の割合

通信：携帯電話（想定ケース①）

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク
5	C	7	-	5	-	5	-

「-」：わずか

注1：停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合

注2：携帯電話不通ランク A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい。

通信：固定電話（想定ケース②）

回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1箇月後	
	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
約 2,500	約 830	34	約 70	3	-	0	-	0

「-」：わずか

注1：不通回線率は、回線数に占める不通回線数の割合

通信：携帯電話（想定ケース②）

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク
5	C	8	-	5	-	5	-

「-」：わずか

注1：停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合

注2：携帯電話不通ランク A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい。



○ 交通施設被害

道路（想定ケース①、②）

想定ケース	①	②
津波浸水域外被害	約 10 箇所	約 10 箇所

○ 生活への影響

避難者（想定ケース①）

	被災1日後			被災1週間後			被災1箇月後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
高千穂町 (人)	—	—	—	約 70	約 40	約 40	約 10	—	—
宮崎県全体 (万人)	約 30.7	約 19.6	約 11.2	約 37.0	約 23.4	約 13.5	約 36.1	約 10.8	約 25.3

「—」：わずか

避難者（想定ケース②）

	被災1日後			被災1週間後			被災1箇月後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
高千穂町 (人)	—	—	—	約 90	約 40	約 40	約 10	—	約 10
宮崎県全体 (万人)	約 30.1	約 19.0	約 11.0	約 36.8	約 22.5	約 14.3	約 36.4	約 10.9	約 25.4

「—」：わずか

帰宅困難者（想定ケース①、②同数）

	就業者・通学者数	帰宅困難者
高千穂町(人)	約 5,900	約 460
宮崎県全体(人)	約 558,000	約 46,000

物資：需要量（想定ケース①）

	被災1日後			被災1週間後			被災1箇月後		
	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
高千穂町	約 10	約 2,500	—	約 130	約 5,000	—	約 10	—	—
宮崎県全体	約 70.5 万食	約 272.6 万ℓ	約 32.3 万枚	約 84.4 万食	約 203.9 万ℓ	約 35.1 万枚	約 39.0 万食	約 73.1 万ℓ	約 15.4 万枚

「—」：わずか

物資：需要量（想定ケース②）

	被災1日後			被災1週間後			被災1箇月後		
	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
高千穂町	約 10	約 2,900	約 10	約 160	約 6,000	—	約 10	—	—
宮崎県全体	約 68.6 万食	約 278.2 万ℓ	約 31.1 万枚	約 81 万食	約 207.4 万ℓ	約 32.5 万枚	約 39.3 万食	約 70.2 万ℓ	約 14.9 万枚

「—」：わずか

医療機能（想定ケース①）

	人的被害			要転院 患者数 (人)	医療需要	
	死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)		要入院 (人)	要外来 (人)
高千穂町 (人)	—	—	—	約 10	約 10	—
宮崎県全体 (人)	約 15,000	約 18,000	約 10,000	約 3,900	約 15,000	約 8,300

「—」：わずか

医療機能（想定ケース②）

	人的被害			要転院 患者数 (人)	医療需要	
	死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)		要入院 (人)	要外来 (人)
高千穂町 (人)	—	—	—	約 10	約 10	—
宮崎県全体 (人)	約 14,000	約 20,000	約 11,000	約 4,000	約 16,000	約 9,100

「—」：わずか

○ 災害廃棄物等

災害廃棄物等（想定ケース①、②）

	想定ケース① 災害廃棄物 (万トン)	想定ケース② 災害廃棄物 (万トン)
高千穂町	—	—
宮崎県全体	約 1,200	約 1,100

「—」：わずか

○ その他の被害

要配慮者（想定ケース①）

	被災1日後			被災1週間後			被災1箇月後		
	避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	(人)	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外
高千穂町	—	—	—	約 10	—	—	—	—	—
宮崎県全体	約 68,000	約 43,000	約 25,000	約 81,000	約 52,000	約 30,000	約 79,000	約 24,000	約 55,000

「—」：わずか

注1：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2：属性間での重複がある。

要配慮者（想定ケース②）

	被災1日後			被災1週間後			被災1箇月後		
	避難者			避難者			避難者		
	(人)	避難所	避難所外	(人)	(人)	避難所外	(人)	避難所	避難所外
高千穂町	—	—	—	約10	約10	約10	—	—	—
宮崎県全体	約67,000	約43,000	約25,000	約83,000	約51,000	約32,000	約82,000	約24,000	約57,000

「—」：わずか

注1：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2：属性間での重複がある。

避難所の要配慮者（想定ケース①）

（1週間後の避難所避難者に占める人数）

	65歳以上の単身高齢者 (人)	5歳未満の乳幼児 (人)	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)	要介護認定者（要支援者を除く） (人)	難病患者 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)
高千穂町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎県全体	約17,000	約10,000	約13,000	約1,900	約1,200	約9,400	約2,000	約2,000	約1,100

「—」：わずか

注：属性間での重複がある。

避難所の要配慮者（想定ケース②）

（1週間後の避難所避難者に占める人数）

	65歳以上の単身高齢者 (人)	5歳未満の乳幼児 (人)	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)	要介護認定者（要支援者を除く） (人)	難病患者 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)
高千穂町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎県全体	約17,000	約9,600	約13,000	約2,000	約1,200	約9,200	約1,900	約1,900	約1,100

「—」：わずか

注：属性間での重複がある。

文化財（被災可能性のある重要文化財）

	総数 (施設)	要因別内訳（施設）	
		揺れ	火災
想定ケース①	2	0	0
想定ケース②	2	0	0

注：重要文化財の件数は、宮崎県教育委員会文化財課「みやざき文化財情報」に掲載されている、国指定重要文化財20件（美術工芸品11件、建造物9件）（平成30年10月31日指定分まで）を対象としている。

孤立集落（想定ケース①）  
（孤立可能性のある集落数）

	農業集落 （箇所）	漁業集落 （箇所）	計 （箇所）
高千穂町	0	0	0
宮崎県全体	41	30	71

注：孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査 内閣府平成26年」において、孤立可能性があるとされた集落を対象としている。

孤立集落（想定ケース②）  
（孤立可能性のある集落数）

	農業集落 （箇所）	漁業集落 （箇所）	計 （箇所）
高千穂町	1	0	1
宮崎県全体	53	40	93

注：孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査 内閣府平成26年」において、孤立可能性があるとされた集落を対象としている。

## 第2章 震災予防計画

### 第1節 地域防災構造の強化

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、人口の集中した地域の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、各市町村が地域の特性を活かし、それぞれに地震に強い町づくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強いまちづくりを推進していくためには、都市計画基礎調査等を活用して災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、防災まちづくりの基本方針を策定し、この方針に基づき計画的かつ総合的に各種施策を実施していく。

#### 1 防災まちづくり方針の策定（全課）

地震に強いまちづくりを計画的に推進するため、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの基本方針を策定する。

- (1) 地域の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、防災空間を形成する道路や公園等の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 木造密集地等の防災上危険な地区の解消を図るための密集住宅地整備促進事業等の計画

上記方針に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度、密集住宅地整備促進事業の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。特に、建築物の不燃化、耐震化の促進を図るとともに、各種防災施策と連携し効果的な整備を促進する。

#### 2 防災空間の確保（建設課、企画観光課）

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

##### (1) 緑地保全地区の指定

地域における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯または避難地帯として適切な形態を有する緑地等の確保を図り、保全に努める。

##### (2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

町は、同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、公園、防災遮断緑地及び河川等の整備や建築物のセットバック及び地域の不燃化構造の推進等を図る。

注) セットバック：建物で上階が下階より段状に後退していること。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

町は、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、まちの構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を推進する。

(4) 防災拠点や避難地となる公園、緑地の整備の推進

町は、防災拠点や避難地となる公園緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

(5) 消防活動空間確保のための道路整備

基盤未整備な地域においては、火災延焼の危険性が高いだけでなく、消防車両が侵入できない道路もあるため、消防活動の困難性が考えられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

3 地域の再開発等の推進（建設課）

(1) 各種事業の整備

同時多発的な火災への対処等のため、木造密集地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、各種事業の面的な整備を推進する。

(2) 河川施設の整備

災害時における避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点等として利用できる河川整備を河川管理者と連携・協力して事業推進を図る。

(3) 公園施設の整備

公園施設管理者は公園施設の整備に当たって、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

高千穂町総合公園は、町内全域の災害対策活動が円滑かつ効率的に行えるよう、物資の備蓄、消防、警察、自衛隊、災害ボランティアの活動及び広域避難所等として機能するよう整備を推進する。

4 緊急避難場所、避難路の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、緊急避難場所及び避難路等の整備を図る。

(2) 緊急避難場所の指定

延焼火災、崖崩れ、河川のはんらん及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って緊急避難場所の指定を行う。

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

エ その他

地震を対象とする緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと

- ① 当該施設が地震に対して安全な構造であること
- ② 場所・その周辺に、地震発生時に人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

(3) 広域避難地の整備

密集地等においては、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した緊急避難場所に加え次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

ア 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド及び公共空間等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路及び池等を除き、利用可能な避難空間として一人当たり2平方メートル以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

ウ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

(4) 避難路の整備

町は、地域の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備する。

ア 避難路は概ね15m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物または危険物施設がないこと。

イ 万一の場合に備え、代替路も選定しておく。

(5) 避難路の確保

町職員のほか、避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努める。

## 第2節 建築物の安全化

県の地震被害想定調査においては、都市部を中心にほぼ全県で建築物に被害が生じており、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化対策を強力に推進していくことが重要である。特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進していく。

### 1 建築物の耐震性の強化（建設課）

#### (1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、建築関係団体との連携のもと、次のような取り組みを行うこととする。

##### ア 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成するよう努める。

##### イ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識の啓発を目的とした講習会の開催を進める。これに併せて一般住民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

##### ウ 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

##### エ 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行う。

#### (2) 建築物の落下防止対策

##### ア 建築物の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

- ① 商店街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。
- ② 実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し修繕を指導する。
- ③ 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

##### イ ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- ① 住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等



についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

- ② 通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- ③ ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対し、造り替えや生垣化等を奨励する。
- ④ ブロック塀を新設または改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

#### ウ 建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等への対策を促進する。

### 2 建築物の不燃化の促進（総務課・建設課）

#### (1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の練たんする地域」等防災上の観点から説くに指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また、用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、当該地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。

### 3 重要施設の耐震性強化（総務課・建設課・財政課）

#### (1) 町が管理する施設及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

役場庁舎をはじめ、町が管理する施設及び病院、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。また、これらの施設においては庁舎管理者と調整の上、各室管理者において、造り付けの家具や事務機器等の固定を行うよう努めるものとする。

耐震補強工事に当たっては、官庁施設の総合耐震診断・改修基準等を準用し、建物の機能性、施工性及び経済性等を総合的に検討の上、適切な改修方法により計画的に実施していくこととする。また、これらの施設を新設する際には、官庁施設の総合耐震計画基準等を準用し、耐震性の確保を図るものとする。特に、災害時の拠点となる庁舎等の建築物については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、地震時の停電に備え、蓄電池、無停電電源装置、自家発電設備等の整備、燃料の備蓄に努める。

#### (2) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

町は、不特定多数の者が利用する一定の建築物の所有者に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるとともに、特定建築物の耐震診断及び耐震改修についても必要な指導及び助言を行う。

#### 4 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

町、防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

### 第3節 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については災害防除のための対策を実施して、住民の生命・財産の保全に努める。

#### 1 地盤情報の把握と周知（建設課）

##### (1) 地盤情報のデータベース化

町域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

##### (2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における地盤対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

##### (3) 危険箇所の調査・周知

町は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地域、山腹崩壊危険地区について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するための調査点検を県と協力して実施し、これら土砂災害の危険箇所についての住民への周知に努める。

#### 2 土地利用の適正誘導（建設課）

町は、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法、土砂災害防止法等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

前項で触れた災害危険度の的確な把握及びこれらの危険箇所等の周知を基に、災害に弱い地区については、安全性の確保という観点から災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

### 3 土砂災害防止対策の推進（建設課、総務課）

#### (1) 土砂災害警戒区域等の指定

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて県が実施する、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険区域の指定に向けた調査に協力する。

#### (2) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において当該区域毎に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

#### (3) 警戒態勢の確立

的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を収集提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援する。

#### (4) 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

#### (5) 情報交換・連絡体制の確立

町は、地震に発生に備え、県、その他関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておく。

### 4 造成地災害防止対策の推進（建設課、総務課）

#### (1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

#### (2) 災害防止に関する指導基準

##### ア 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

##### イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

##### ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

## 第4節 河川・治山・砂防施設の整備と管理

県の被害想定調査において、河川施設等の被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努める。

### 1 河川施設の整備と管理（建設課）

#### (1) 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。また、橋梁・頭首工等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

#### (2) 頭首工等における管理体制の整備

災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

#### (3) 防災体制等の整備

河川情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

### 2 治山・砂防施設の整備と管理（建設課）

#### (1) 治山施設

##### ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検、調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林または地すべり防止区域の指定を経て、治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

##### イ 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針及び県の基準に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

#### (2) 砂防施設

##### ア 砂防設備の整備

① 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

② 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

##### イ 地すべり防止施設の整備

① 緊急度の高い危険箇所から順次、施設整備に努め、表面水・浸透水・地下水の排除や抑止抗等により防止工事を進める。

② 地すべり防止区域内の制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

##### ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

- ① 危険箇所のある河川から、重点的な施設整備を促進する。
- ② 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止及び制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

#### 【県】

国庫補助制度を最大限に活用し計画的に点検・整備が実施できるよう支援を行うものとする。

### 第5節 道路等交通関係施設の整備と管理

震災時における道路等交通関係施設の整備と管理については、風水害等対策編第2章第2節に準ずる。

ただし、道路及び橋梁等については、耐震性向上に努める。

### 第6節 ライフライン施設の機能確保

震災時におけるライフライン施設の機能確保については、風水害等対策編第2章第3節に準ずる。

ただし、基本的な水道施設等については、特に耐震性確保に努める。

### 第7節 危険物等施設の安全確保

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、地震・津波による火災及び死傷者の発生が予想されている。これを最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保など）作成指導の徹底のほか、消防機関等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

#### 1 危険物施設の安全化（総務課）

危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行により、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保全確保の指導

危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、創業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

さらに、液化石油ガス消費設備及び高圧ガス設備等について、県並びに施設管理者との連携に立って、耐震化対策、定期自主点検の完全実施、危害防止対策等について指導する。

## 第8節 防災基盤・施設等の緊急整備

県の被害想定調査の結果を踏まえて、緊急に防災機能の向上を図るため、防災基盤・施設等の緊急整備を実施する。

### 1 地震防災緊急事業五箇年計画事業の推進

#### (1) 事業の趣旨等

地震防災対策を計画的に推進するため、県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、全県を対象に平成28年度を初年度とした第五次地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。

これら計画の推進に当たっては、県との協議が行われ、町が実施する事業については、県の指導のもとに整備を進める。

### 2 公共施設等耐震化事業の推進

#### (1) 事業の趣旨等

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう、緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて公共施設の耐震化及び防災基盤の整備などを推進する。

#### (2) 対象事業

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進めることとした施設を対象とする。なお、建築物については、原則として非木造の2階以上または延べ床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法またはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定を受けているものを対象とする。

##### ア 公共施設等の耐震改修

- ① 地域防災計画上の避難地とされている公共施設・公用施設
- ② 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋、信号等の交通安全施設等を含む）等
- ③ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む）

#### (3) 公共施設等耐震化事業計画

町は事業内容、事業量、実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、県に提出する

## 《迅速かつ円滑な災害応急対策への備え》

震災に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて対策を講ずる。

### 第9節 情報の収集・連絡体制の整備

震災時における情報の収集・連絡体制の整備については、風水害等対策編第2章第5節に準ずる。

また、県が整備している総合防災情報ネットワークは、通信経路が多重化され、災害に強いネットワークになっている。今後は震災時においてもその機能が十分発揮できるよう、耐震性の強化に努めるとともに、当該ネットワークで運用している防災情報処理システムの運用体制の確立に努める。

### 第10節 活動体制の整備

震災時における活動体制の整備については、風水害等対策編第2章第6節に準ずる。

### 第11節 救急・救助及び消火活動体制の整備

震災時における救急・救助及び消火活動体制の整備については、風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

### 第12節 医療救護体制の整備

震災時における医療救護体制の整備については、風水害等対策編第2章第8節に準ずる。なお、医療機関は施設の耐震性強化に努める。

### 第13節 緊急輸送体制の整備

震災時における緊急輸送体制の整備については、風水害等対策編第2章第9節に準ずる。なお、町及び各道路管理者は道路の耐震性の強化に努める。



### 第14節 避難収容体制の整備

震災時における避難収容体制の整備については、風水害等対策編第2章第10節に準ずる。ただし、多くの住民の避難施設となる学校及び公共施設等については、特に耐震化及び耐火性に留意した施設の指定に努める。

### 第15節 備蓄に対する基本的な考え方

震災時における備蓄に対する基本的な考え方については、風水害等対策編第2章第11節に準ずる。なお、備蓄倉庫の耐震性強化に努める。

### 第16節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

震災時における食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制については、風水害等対策編第2章第12節に準ずる。

### 第17節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

震災時における被災者等への的確な情報伝達体制の整備については、風水害等対策編第2章第13節に準ずる。

### 第18節 要配慮者に係る安全確保体制の整備

震災時における要配慮者等安全確保体制の整備については、風水害等対策編第2章第14節に準ずる。

### 第19節 二次災害防止体制の整備

県の地震被害想定調査によると、地震後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が予想されている。災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、これら二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進する。

#### 1 土砂災害防止体制の整備（建設課）

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊。地すべり及び溪流におけ

る土石流の発生などの危険性が特に指摘されている。

二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土石流災害危険箇所）を予め把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備する。

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 警戒避難体制の整備

## 2 建築物災害防止体制の整備（建設課）

- (1) 想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等の震前判定計画を作成するものとする。
- (2) 判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

## 3 危険物等災害防止体制の整備（総務課）

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図る。

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

### 【危険物取扱事業所】

- (1) 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (2) 危険物施設の耐震性の向上
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備
- (4) 自衛消防組織の強化促進
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

### 【県】

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

## 第20節 防災訓練の実施

震災時における防災訓練の実施については、風水害等対策編第2章第15節に準ずる。

## 第21節 災害復旧・復興への備え

震災時における災害復旧・復興への備えについては、風水害等対策編第2章第16節に準ずる。

## 《住民の防災活動の促進》

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、住民や防災機関職員等の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、災害弱者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

## 第22節 防災知識の普及

震災時における防災知識の普及については、風水害等対策編第2章第17節に準ずる。

## 第23節 自主防災組織等の育成強化

震災時における自主防災組織等の育成強化については、風水害等対策編第2章第18節に準ずる。なお、がけ崩れ、建物倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町及び警察等に通報するとともに、二次災害に十分注意して救助活動に努める等留意を促す。

また、町は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けているため、地域内における不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者に対し、対策計画の策定を促進する。

## 第24節 ボランティアの環境整備

震災時におけるボランティアの環境整備については、風水害等対策編第2章第19節に準ずる。

## 第25節 地震災害に関する調査及び観測等の推進

地震による災害は、その災害事象が広域かつ複雑であり、震災対策の推進においては様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、災害要因は一層多様化しているため、本町においても科学的な調査研究をもとに総合的な震災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、平成23年度から平成25年度に「宮崎県地震被害想定調査」を実施し、県内における被害想定を行ったところであるが、本町としても最新データを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

### 1 県内活断層等の調査（総務課、建設課）

国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。

### 2 震災対策に関する調査研究（総務課、建設課）

災害発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものはなにか、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。震災対策に関する調査研究事項としては、次の事項等が考えられる。

- (1) 被害想定調査
- (2) 地域危険度測定調査
- (3) 地盤の液状化に関する調査
- (4) 震災時の出火、延焼に関する調査研究
- (5) 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- (6) 震災に伴う社会心理に関する調査研究
- (7) 避難に関する調査研究
- (8) 防災情報システムに関する調査研究
- (9) 地震時における交通確保に関する研究
- (10) 消防活動の充実強化に関する調査研究
- (11) 広域応援・受援に関する研究

### 【県】

#### (1) 地震専門部会の継続設置

宮崎県地震被害想定調査を実施する際に、宮崎県防災会議に設置された地震専門部会を継続して設置し、今後も専門的立場から指導・助言を仰ぎながら、防災対策の充実に努めるものとする。

#### (2) 県内活断層等の調査

国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。

(3) 地震被害予測システムの構築

地震被害想定をコンピューターシステム化することにより、通常時の防災訓練や震災対策立案支援、計測震度計とのリンクによる地震後の早期地震被害予測への活用を図るものとする。

## 第3章 震災応急対策計画

### 第1節 活動体制の確立

地震の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

#### 1 情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部（総務課）

町情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、風水害等対策編第3章第2節「活動体制の確立」に準ずる。

ただし、災害の規模及び被害の程度等に応じて配備体制を次表の3段階に区分する。

#### 動員人員配備体制

区分	1号配備 (情報連絡員配備)	2号配備 (災害警戒配備)	3号配備 (災害対策本部設置)
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 隣県で震度6弱以上の地震が発生し、かつ震度3の場合。</li> <li>● 震度4の地震が発生した場合。</li> <li>● 被害が比較的軽微、または軽微と予想され、その対策が一部の職員で対応できるとき。</li> <li>● その他総務課長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震度5弱または5強の地震が発生した場合。</li> <li>● 被害が相当程度にのぼり、または相当程度にのぼるおそれがあり、その対策が全課に及ぶとき。</li> <li>● その他総務課長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>● 町内の広い地域にわたって大災害が発し、または発生が迫り、職員全員による対応が必要なとき。</li> <li>● その他町長が必要と認めたとき。</li> </ul>
配備内容	総務課消防防災係、建設課保全係・道路建設係、上下水道課の連絡担当職員が配置につき、その他の職員は待機の体制をとる。	各課のおおむね半数の職員が配置につく。	各課の職員全員が配置につく。

#### 2 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、風水害等対策編第3章第2節「活動体制の確立」に準ずる。

ただし、災害の規模及び被害の程度等に応じた配備体制は、前項同表を適用する。

町は、災害対策本部を設置し、または廃止したときは、直ちに県及び警察署、西臼杵広域行政事務組合消防本部に報告する。

また、震度6弱以上の地震が発生した場合、町における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告するものとする。

## 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ることにより全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、あらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

### 1 災害情報の収集・連絡（総務課）

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震や津波に関する情報、被害情報、応急対策活動の情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

#### (1) 地震情報等の連絡（総務課）

町は、気象庁から発せられた地震や津波に関する情報を収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

##### ア 情報の種類

- ① 地震情報
- ② 南海トラフ地震臨時情報

##### イ 地震情報の収集

県が設置している計測震度計の震度情報が震度情報ネットワーク・システムにより表示される。また、気象庁では、地震情報を発表している。

これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制を取ることとする。なお、地震情報の種類と内容は次表のとおり。

地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（大津波情報、津波情報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表

【地震解説資料】

宮崎地方気象台は、津波予報区「宮崎県」に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや宮崎県内で震度4以上の揺れを観測したとき等に防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を作成して、県及び防災関係機関に提供し、ホームページに公表する。



## ウ 緊急地震速報

### ① 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

	緊急地震速報で用いる区域の名称	内容
宮崎	宮崎県北部平野部	延岡市、日向市、西都市、児湯郡の一部（高鍋町、新富町、川南町、都農町、木城町）、東臼杵郡の一部（門川町）
	宮崎県南部平野部	宮崎市、日南市、串間市、東諸県郡〔国富町、綾町〕
	宮崎県北部山沿い	児湯郡の一部（西米良村）、東臼杵郡の一部（美郷町、諸塚村、椎葉村）、西臼杵郡〔高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町〕
	宮崎県南部山沿い	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡〔三股町〕、西諸県郡〔高原町〕

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れがくる前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

### ② 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

### ③ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動を取る必要がある。

入手場所	取るべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・慌てて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・慌てて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 建物の壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。 丈夫な建物の中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、慌ててスピードを落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、周りの車に注意を促した後、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

※ 気象庁制作の地域防災計画への標準的な記載例による。

#### ④ 普及・啓発の推進

宮崎地方気象台は、町及び県その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れがくる前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

#### ⑤ 緊急地震速報を取り入れた訓練

町は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

### エ 南海トラフ地震臨時情報

#### ① 南海トラフ臨時情報の発表条件

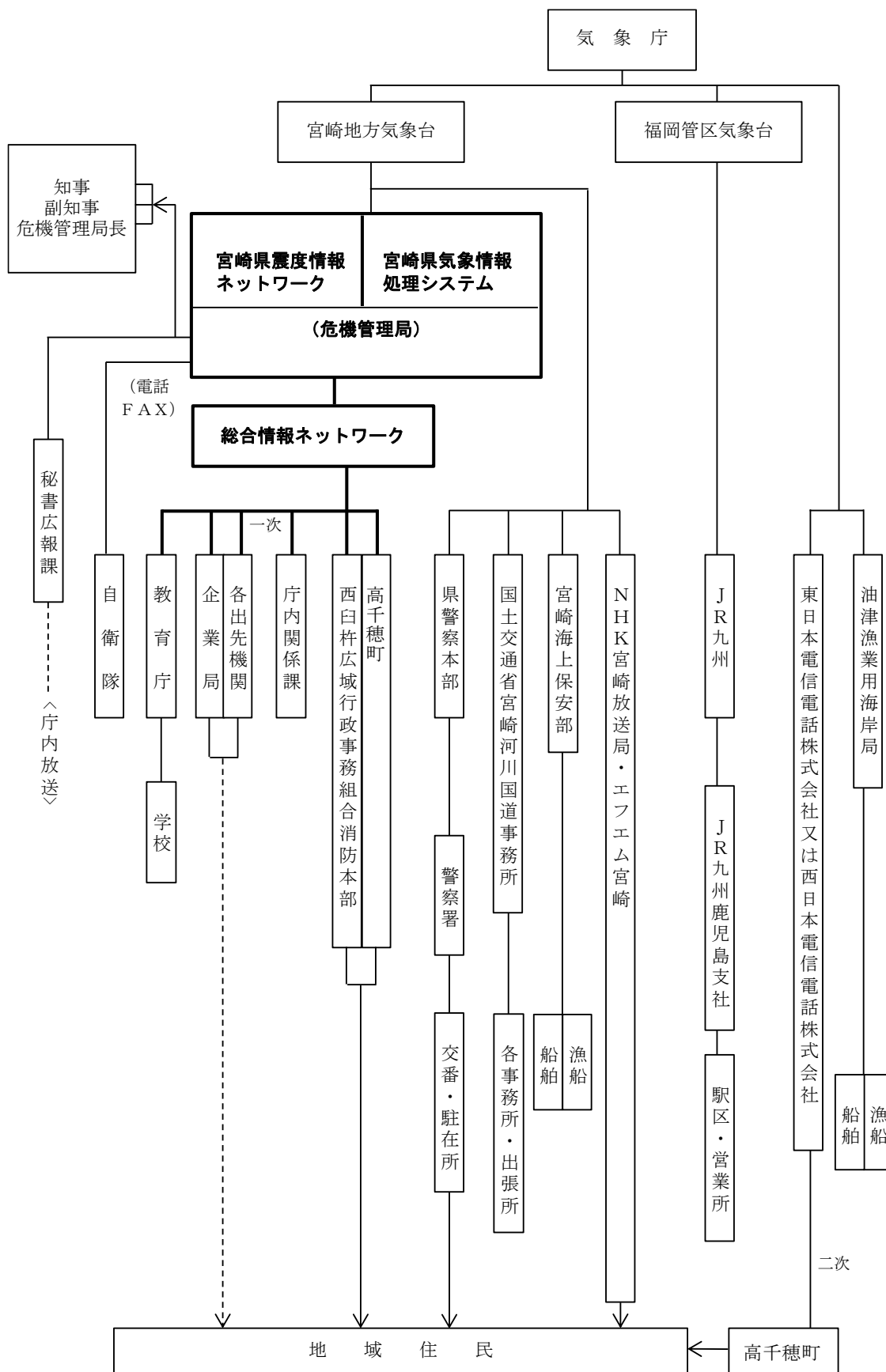
- a 南海トラフ臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- b 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

② 南海トラフ臨時情報に付与するキーワード

南海トラフ臨時情報が発表される場合、以下のキーワードを付与した4つがある。

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

オ 地震情報の伝達



- ① 町に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。
- ② 町長は、情報の受領に当たっては、関係班課に周知徹底し、得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。
- ③ 町長は、情報の伝達を受けたときは、町防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。

カ 異常現象発見者の通報義務

住民は、地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長または警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また、町長は、宮崎地方気象台、県（危機管理局）、その他の関係機関に通報しなければならない。

2 被害状況の早期把握（総務課）

町は、設置された計測震度計の情報を震度情報ネットワーク・システムで収集し、町内の震度分布を把握し、被害の概況を推測する。また、県防災救急ヘリコプターや警察、自衛隊のヘリコプター等、航空機からの広範囲の被災状況を県を通じて入手できる体制の確保に努める。

3 第1次情報等の収集（総務課）

(1) 各機関の報告に基づく概況把握

町は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し、報告する。報告は、災害対策支援情報システムにより行うこととし、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAX等により行う。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告するものとする。

(2) 調査項目

重点的に調査すべき項目を次に示す。

- ア 火災の状況（炎上、延焼、消防団の配置）
- イ 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無）
- ウ 道路の被害（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）
- エ 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- オ 道路渋滞の状況
- カ 住民の行動、避難状況、要望
- キ 現地での応急対策活動での問題点
- ク 災害救助法の適用基準となる人的被害、住家被害の世帯数
- ケ 社会福祉施設の被害

(3) その他の手段による情報の収集

ア 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

イ テレビからの情報収集

テレビを視聴し、情報を収集する。

ウ アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

エ 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(4) 人的被害の集約

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うため、町は県と密接に連携しながら適切に報告する。

(5) 孤立集落の被害状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインを把握するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

4 被害情報、応急対策活動情報の連絡（総務課）

(1) 被害情報等の伝達手段

町、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

ア 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAXその他最も迅速かつ確実な手段を使うものとする。

イ 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(2) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて、次の要領により行う。

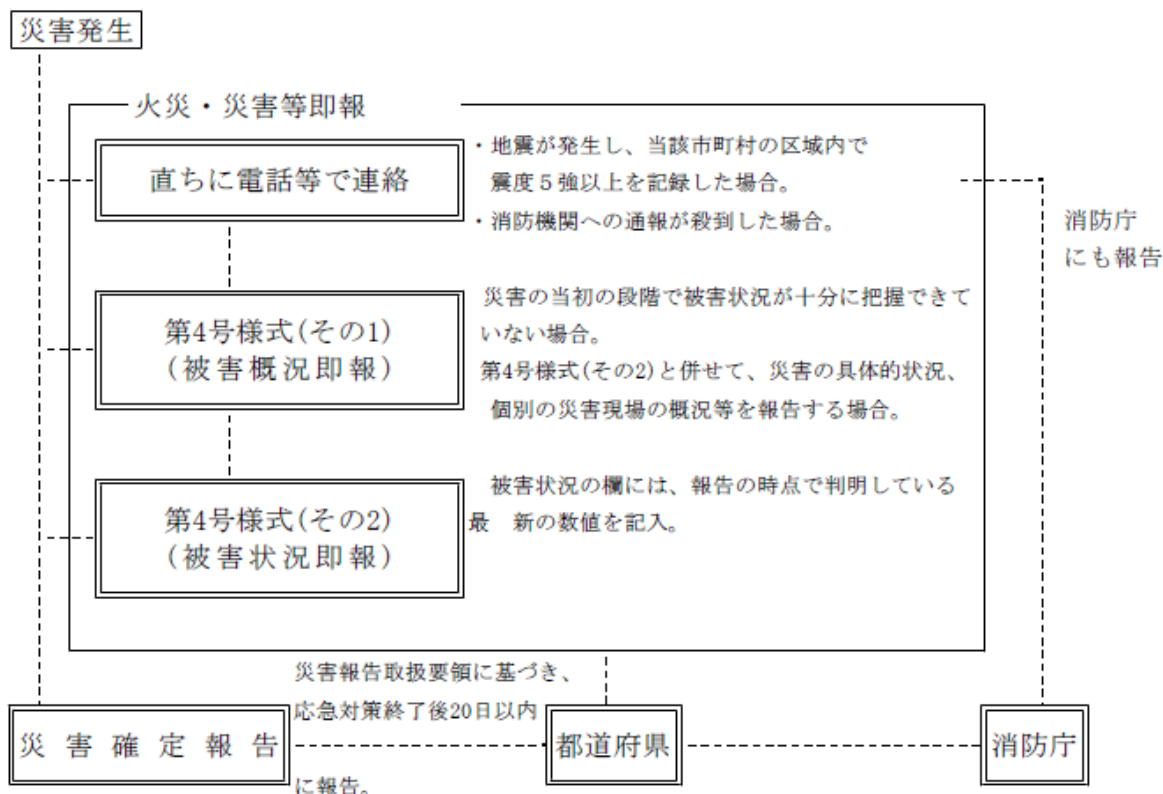
ア 即報

地震発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

イ 確定報

応急対策終了後 20 日以内に報告

ウ 事務処理フロー



	平 日	夜間・休日
報 告 先	(NTT回線) 03-5253-7527	(NTT回線) 03-5253-7777
	03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)
消 防 庁	(消防防災無線) 90-49013	(消防防災無線) 90-49102
	90-49033 (FAX)	90-49036 (FAX)
	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49102
	TN-048-500-90-49033 (FAX)	TN-048-500-90-49036 (FAX)

第3編 震災対策編  
 第3章 震災応急対策計画

(参考) 火災・災害報告取扱要領

第4号様式(その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の	(都道府県)			(市町村)					
	設置状況									

(注)第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



<第4号様式一その1（災害概況即報）>

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- ① 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- ② 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- ③ 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- ④ 火山噴火については、噴火の状況及び火山弾、火山灰等の概況
- ⑤ その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。なお、災害救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

また、県知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請した場合には、その要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入すること。

(参考) 災害概況即報

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県				区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名			そ	田	流失・埋没	ha	
	第 報					冠 水	ha	
報 告 者 名	( 月 日 時現在)			の	畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
				文 教 施 設	箇所			
					病 院	箇所		
				道 路	箇所			
区 分				橋 り よ う	箇所			
人 的 被 害	死 者	人		河 川	箇所			
	行 方 不 明 者	人		港 湾	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人	砂 防	箇所			
		軽 傷	人	清 掃 施 設	箇所			
住 家 被 害	全 壊		棟	他	崖 く ず れ	箇所		
			世帯		鉄 道 不 通	箇所		
			人		被 害 船 舶	隻		
	半 壊		棟		水 道	戸		
			世帯		電 話	回線		
			人		電 気	戸		
	一 部 破 損		棟		ガ ス	戸		
			世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
			人					
	床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯		
			世帯		り 災 者 数	人		
			人		火 災 発 生	建 物		件
非 住 家	公 共 建 物		棟	危 険 物	件			
	そ の 他		棟	そ の 他	件			

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数		団体		市 町 村			
そ の 他	農 業 被 害	千円					
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
			災 害 救 助 法 適用市町村名				
				計	団体		
他		千円		消防職員出動延人数		人	
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数		人	
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
考	災害の種類・概況						
	応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ 災害ボランティアの活動状況</li> </ul>						

<第4号様式一その2（被害状況即報）>

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部設置市町村名

市町村ごとに、設置及び解散の日時を記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名または地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時または期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

- ・ 消防、水防、救急・救助、避難誘導等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況 等

オ 119番通報件数

10件単位で記入すること。

表－2 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1箇月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1箇月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）、同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	

被害区分		判定基準
3 非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	

被害区分		判定基準
5 その他の被害	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

### (3) 情報収集・伝達活動

ア 町は、自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県の災害対策地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対して取られた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後20日以内に行うものとする。

- ① 町災対本部が設置されたとき。
- ② 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- ④ 地震が発生し、震度4以上を記録したとき。
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるとき。

イ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災対本部に直接連絡を取るものとする。

なお、県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後、速やかにその内容について連絡するものとする。

ウ 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

エ 消防庁への直接報告

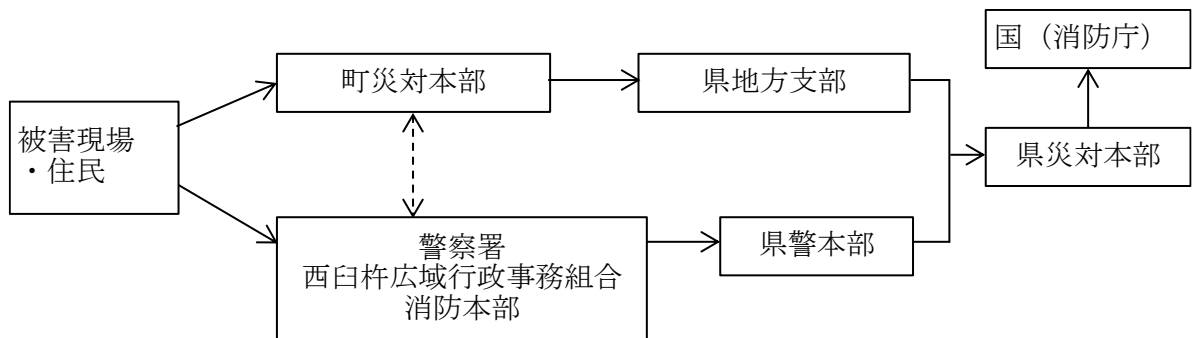
① 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したものについては、第1報を直接消防庁へ原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする（被害の有無を問わない。）。

② 地域住民等から西臼杵広域行政事務組合消防本部への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

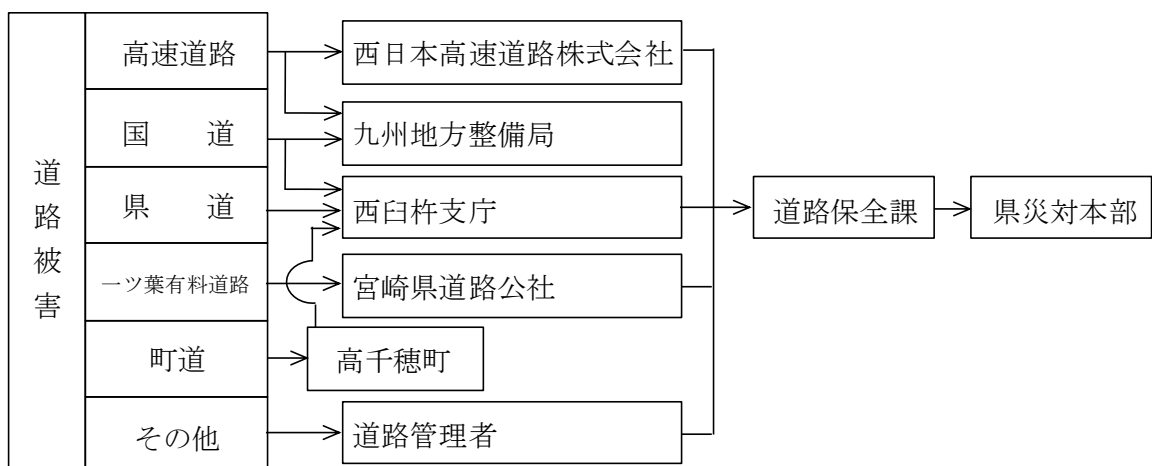
(4) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集・伝達を実施する。

ア 情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）

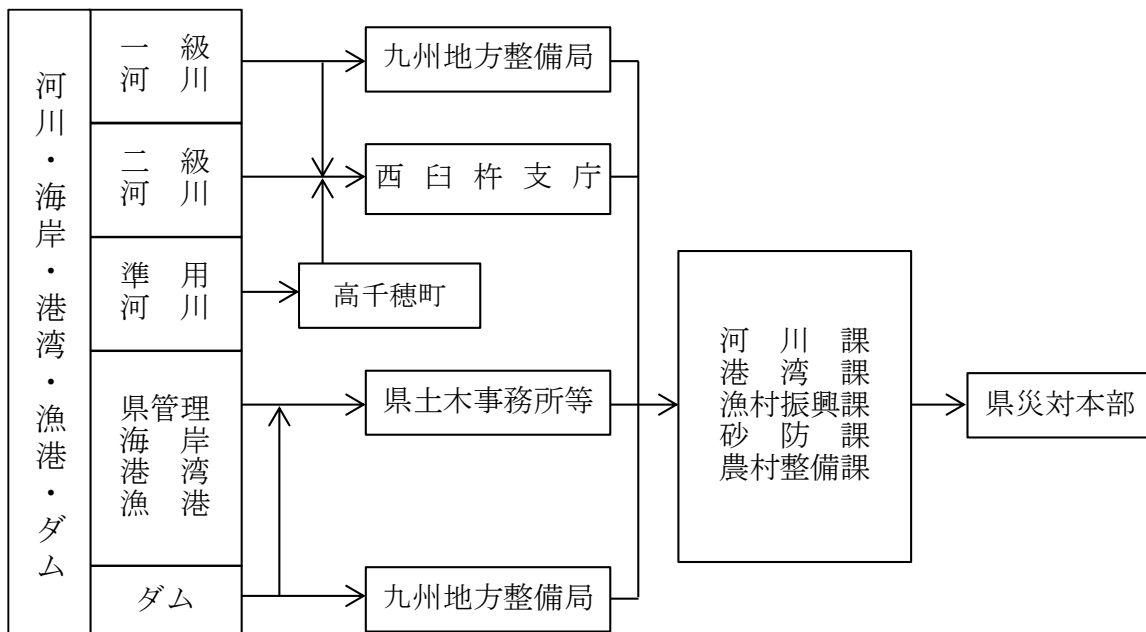


イ 情報収集・伝達系統2（道路被害）

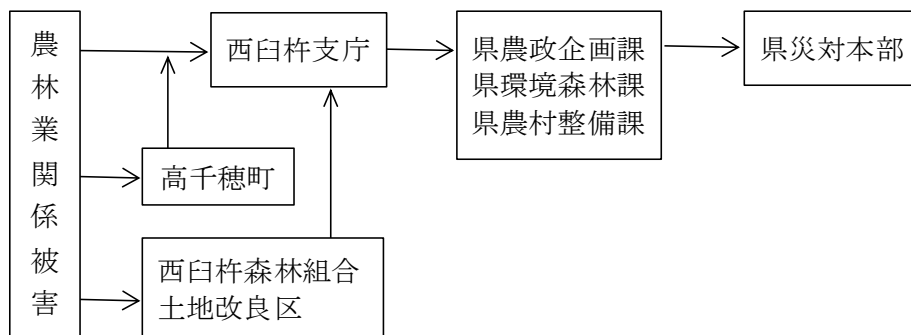




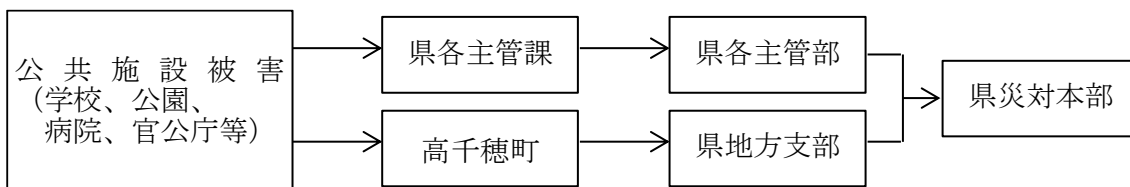
ウ 情報収集・伝達系統3（河川、海岸、港湾、漁港、ダム）



エ 情報収集・伝達系統4（農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地）



オ 情報収集・伝達系統5（その他公共施設）



5 被害状況の集約

町災害対策本部は、被害状況等の情報を集約しとりまとめる。

## 6 住民への広報

### (1) 広報内容

#### ア 広報内容

##### ① 被災地住民等に対する広報内容

町は、被災地の住民や地震の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。

- a 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等）
- b 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- c 流言、飛語の防止の呼びかけ
- d 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- e 近隣の助け合いの呼びかけ
- f 公的な避難所（福祉避難所を含む。）、救護所の開設状況
- g 電気・電話・ガス・上水道の被害状況、復旧状況
- h バスの被害状況、運行状況
- i 救援物資、食料、水の配布等の状況
- j し尿処理、衛生に関する情報
- k 被災者への相談サービスの開設状況
- l 死体の安置場所、死亡手続等の情報
- m 臨時休校等の情報
- n ボランティア組織からの連絡
- o 全般的な被害状況
- p 防災関係機関が実施している対策の状況

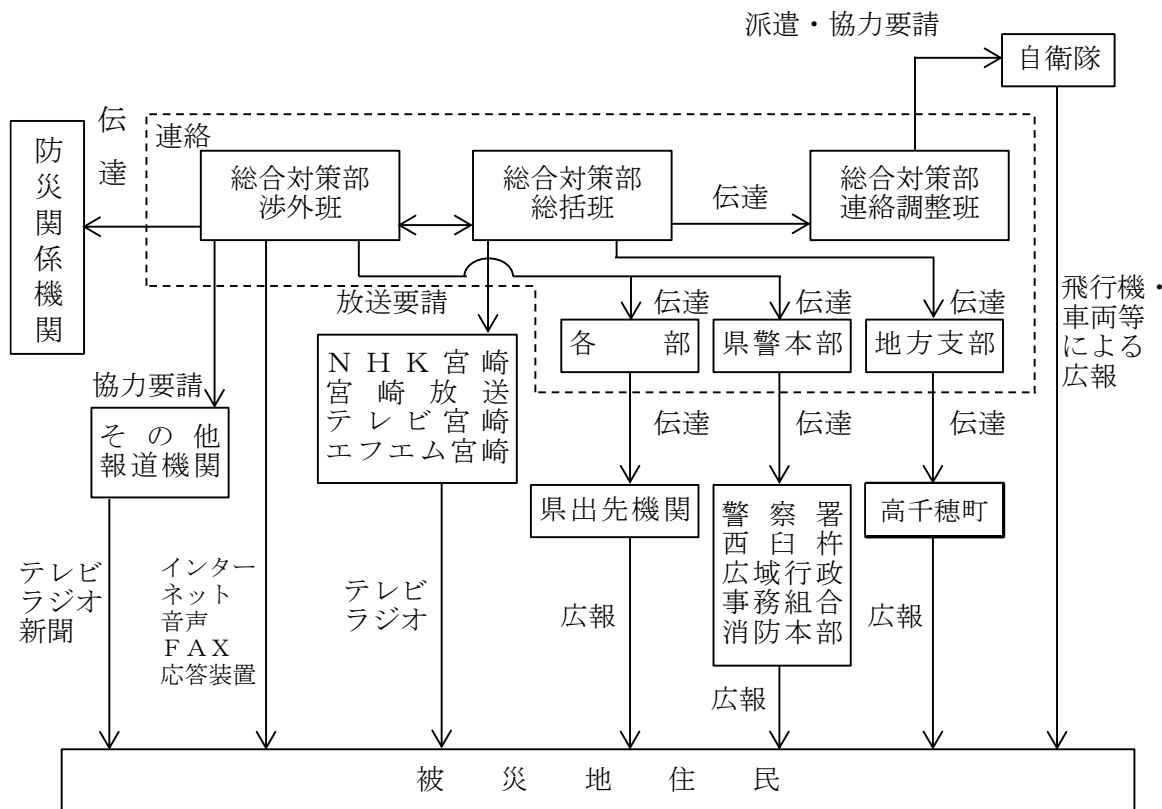
##### ② 被災地外の住民に対する広報内容

町は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- a 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- b 流言、飛語の防止の呼びかけ
- c 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- d 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ  
（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- e ボランティア活動への参加の呼びかけ
- f 全般的な被害状況
- g 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 広報手段

広報活動実施系統図



① 報道機関への依頼

町は、報道機関（NHK宮崎放送局、宮崎放送、テレビ宮崎、エフエム宮崎）に応急対策活動を支援してもらうための広報を依頼する場合、県に対し、依頼する。

② 独自の手段による広報

町は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- a 防災行政無線（同報系）
- b 県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ
- c 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- d 広報車による呼びかけ
- e ハンドマイク等による呼びかけ
- f ビラの配布
- g 有線放送
- h 携帯電話（緊急速報メールを含む。）
- i インターネット
- j 立看板、掲示板

③ 自衛隊等への広報要請

町は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県を通じて、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(2) 報道機関への対応

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、町は可能な範囲で提供するものとする。

7 通信手段の確保

通信手段の確保については、風水害対策編第3章第4節に準ずる。

### 第3節 広域応援活動

震災時における広域応援活動については、風水害等対策編第3章第5節に準ずる。

### 第4節 救助・救急及び消火活動

1 救助・救急活動

震災時における救助・救急活動については、風水害等対策編第3章第6節に準ずる。

2 消火活動

震災時における消火活動については、風水害等対策編第3章第6節に準ずる。

(1) 同時多発火災への対応（総務課、消防団）

消防団は、火災の発生状況に応じて、次の原則によりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

多発の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大量危険物貯蔵取扱施設から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、住民等密集地に面する部分の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺の他の一般住宅等密集地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に危険物が漏えい等により災害が拡大し、またはその恐れのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ 火災現場活動の原則

① 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に、救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全活動を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

## 第5節 医療救護活動

震災時における医療救護活動については、風水害等対策編第3章第7節に準ずる。

## 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

震災時における緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、風水害等対策編第3章第8節に準ずる。

## 第7節 避難収容活動

発災直後の一次避難所としては、直近の広場、駐車場等を使用し、その後、住民への情報収集・伝達、安否確認や物資配給等の利便性の面から、余震の状況に注意しながら、下記の広域的一次避難場所に誘導する。

震災時広域的一時避難場所

名 称	所 在 地	面 積	備 考
高千穂町総合公園	三田井1339-1	3500a	競技場、野球場、駐車場等
高千穂町折原グラウンド	下野2468-5		競技場、駐車場等
高千穂町浄化センター	三田井6496	50a	緑地公園、駐車場等
岩戸小学校グラウンド	岩戸1076-1	70a	
上野小学校跡グラウンド	上野228	100a	
旧田原中学校グラウンド	河内1576	100a	

この他、震災時における避難収容活動については、風水害等対策編第3章第9節に準ずる。

## 第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

震災時における食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動については、風水害等対策編第3章第10節に準ずる。

## 第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

震災時における保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動については、風水害等対策編第3章第11節に準ずる。

## 第10節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

震災時における行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動については、風水害等対策編第3章第12節に準ずる。

## 第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

震災等における被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動については、風水害等対策編第3章第13節に準ずる。

## 第12節 公共施設等の応急復旧活動

震災時における公共施設等の応急復旧活動については、風水害等対策編第3章第14節に準ずる。

## 第13節 ライフライン施設の応急復旧

震災時におけるライフライン施設の応急復旧については、風水害等対策編第3章第15節に準ずる。

## 第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

震災時における被災者等への的確な情報伝達活動については、風水害等対策編第3章第16節に準ずる。

## 第15節 二次災害の防止活動

地震発生により河川や急傾斜地等に災害が発生し、出水等による水害や崩壊による土砂災害といった、二次災害による被害の防止と、被災した建築物の倒壊や危険物等の災害を最小限にとどめるため、町及び防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施する。

### 1 水害、土砂災害対策（建設課、総務課）

#### (1) 水害防止対策

ア 地震が発生した場合、河川等の堤防、護岸の決壊による洪水の発生が予想されるので、水防管理者または町長は、地震（震度5強以上）が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

イ 町のみでの対応で実施困難な場合は県に対して応援を要請し、関係機関の応援により行う。

#### (2) 土砂災害防止対策

##### ア 現地状況の把握

土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集するほか、土砂災害の危険箇所について巡視等により状況把握に努める。

## イ 応急措置

がけ崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があるとは判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ・ 避難勧告
- ・ 立入り規制
- ・ クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- ・ 観測機器の設置、観測

## ウ 復旧対策

被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

## エ 情報の連絡・広報

土砂災害危険箇所についての情報を関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

## 2 建築物等の倒壊対策（建設課、総務課）

### (1) 応急危険度判定

#### ア 判定士派遣要請・派遣

##### ① 判定士派遣要請

町は、余震等による二次災害を防止するため、建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

##### ② 判定士の派遣

県は、町のと要請を受けた際に、直ちに判定士の派遣を行う

#### イ 応急危険度判定活動

##### ① 判定の基本的事項

- a 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。
- b 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- c 判定結果の責任については、町が負う。

##### ② 判定の関係機関

- a 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- b 判定士の派遣計画や判定の後方支援を県に要請する。

##### ③ 判定作業概要

- a 判定作業は、町の指示に従い実施する。
- b 応急危険度の判定は「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- c 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- d 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。



e 判定は、原則として「目視」により行う。

f 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

(2) 二次災害防止のための応急措置

建物応急危険度判定結果に基づき、立入り制限等の措置を行う。

3 爆発及び有害物質による二次災害対策（総務課）

(1) 危険物等流出対策

ア 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県及び町へ通用するとともに防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

イ 町の対応

町は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

ウ 地域住民に対する広報

また、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

(2) 石油類等危険物施設の安全確保

ア 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアル等に基づく応急処置を適正かつ速やかに実施するとともに、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

ウ 被害の把握と応急措置

① 町は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

② 県は、町からの要請に応じ、応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。

4 宅地等の崩壊対策（建設課・総務課）

(1) 宅地危険度判定

ア 宅地判定士派遣要請・派遣

① 宅地判定士派遣要請

町は、余震またはその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

② 宅地判定士の派遣

県は、町の要請を受け、必要と認められた場合、直ちに判定士の派遣を行う。

## イ 宅地危険度判定活動

### ① 判定の基本的事項

- a 判定対象宅地は、町が定める判定実施区域の宅地とする。
- b 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- c 判定結果の責任については、町が負う。

### ② 判定の関係機関

- a 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- b 県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

### ③ 判定作業概要

- a 判定作業は、町の指示に従い実施する。
- b 応急危険度の判定は「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。
- c 調査は、判定調査票の項目にしたがって、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。
- d 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

## (2) 二次災害防止のための応急措置

町は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立入り制限等の措置を行う。

## 第16節 自発的支援の受け入れ

震災時における自発的支援の受け入れについては、風水害等対策編第3章第17節に準ずる。

## 第17節 災害救助法の適用

震災時における災害救助法の適用については、風水害等対策編第3章第18節に準ずる。

## 第18節 文教対策

震災時における文教対策については、風水害等対策編第3章第19節に準ずる。

## 第19節 農林水産関係対策

震災時における農林水産関係に関する対策については、風水害等対策編第3章第20節に準ずる。

### 第20節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合（総務課）

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、総務課長が必要と認めたときに情報連絡本部を設置する。情報の収集や伝達の詳細は第3章第2節を参照。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、総務課長が必要と認めたときに情報連絡本部を設置する。情報の収集や伝達の詳細は第3章第2節を参照。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。情報伝達活動の詳細は第3章第4節を参照。

(3) 災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から2週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 災害応急対策等（総務課・建設課・企画観光課）

ア 町内の秩序の維持

##### 【警察】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、関係機関等との緊密な連携のもとに、情報の収集、分析に努め、管轄地域における秩序の維持を図るものとする。

また、犯罪、交通等の様々な情報を関係機関と共有し、地域一体となった活動を推進する。

イ ライフライン施設の対策

##### 【ライフライン事業者】

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における、各ライフラインの供給体

制を整備する。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

#### ウ 道路交通対策

##### 【警察】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

##### 【県】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ必要な事項を一般に広く周知させるものとする。（テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など）

#### エ 町が管理等を行う施設等に関する対策

##### ① 道路等交通関係施設

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、第2章第5節の対策を再確認するものとする。

##### ② 重要施設等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、第2章第2節3の対策を再確認するものとする。

##### ③ 防災上考慮すべき施設等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、危険物等を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設等は、事業所等の災害時における防災体制を再確認するものとする。

#### カ 観光客等に対する措置

町は現地の地理に不案内な観光客等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するため、ホームページや防災無線等により広報を行うよう努める。

### 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合（総務課）

#### (1) 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、総務課長が必要と認めたときに情報連絡本部を設置する。情報の収集や伝達の詳細は第3章第2節を参照。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。情報伝達活動の詳細は第3章第14節を参照。

#### (3) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート

境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 町が管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、第2章第2節3の対策を再確認するものとする。

## 第4章 震災復旧・復興計画

### 第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

震災時における復旧・復興計画の基本的方向の決定については、風水害等対策編第4章第1節に準ずる。

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

震災時における迅速な原状復旧の進め方については、風水害等対策編第4章第2節に準ずる。

### 第3節 計画的復興の進め方

震災時における計画的復興の進め方については、風水害等対策編第4章第3節に準ずる。

### 第4節 被災者の生活再建等の支援

震災時における被災者の生活再建等の支援については、風水害等対策編第4章第4節に準ずる。

### 第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

震災時における被災中小企業の復興、その他経済復興の支援については、風水害等対策編第4章第5節に準ずる。